消防危第 163 号 令和4年7月 26日

各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 殿

消防庁危険物保安室長 (公印省略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。 また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。)に対してもこの旨周知されるようお願いします。

本通知は消防組織法(昭和22年法律第226号)第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

なお、法令名について次のとおり略称を用いましたので御承知願います。

危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)・・・・・・・・・・規則

(問い合わせ先)

総務省消防庁危険物保安室

担当:合庭課長補佐、佐藤係長、昆事務官 TEL 03-5253-7524 FAX 03-5253-7534 (給油機器と一体となった構造の運搬容器について)

問 管内の事業者から、UN表示が付された軽油又は灯油を収納する、給油機器と一体となった構造の運搬容器(製品名:mobifitt(モビフィット)、mobimaster(モビマスター))を使用したいとの相談を受けている。

当該運搬容器は、機械によるつり上げを行うためのつり具の取付け部分及びフォークリフトポケットを有し、運搬容器上部に組み込んだ給油機器(ポンプ・ホース等)と一体となった構造で、車両に積載したまま、車両の電源により給油等が可能である。

また、運搬容器の種類は、硬質プラスチック製に該当し、内容積は最大で 450 リットルであり、積み重ねられるようには設計されていない。

当該運搬容器については、付されているUN表示により規則第43条第1項第2号に定める基準及び同条第4項第2号に定める性能を有していることがわかることから、「機械により荷役する構造を有する運搬容器」に該当していると解してよいか。

答お見込みのとおり。